

# 学校施設使用の手引き

《 福智町 》

令和8年5月～

## 1. 学校施設の開放について

- (1) 使用できる団体
- (2) 開放施設及び使用時間
- (3) 施設使用料
- (4) 免除又は減額

## 2. 学校施設の使用申込みについて

- (1) 使用までの流れ
- (2) キャンセル・変更

## 3. その他

- (1) 鍵の受け渡し

## 4. 様式

- (1) 福智町学校施設使用許可申請書

## 1. 学校施設の開放について

福智町の小中学校及び義務教育学校の体育館等を学校教育上、支障のない範囲で地域住民のスポーツ活動や社会教育の場として開放するものです。

### (1) 使用できる団体

- ① 地元行政区、公民館等
- ② 福智町体育協会に加入し、地域に密着した子どものスポーツ活動を推進している団体
- ③ 福智町内保育所、幼稚園及び町内学童クラブ
- ④ 福智町体育協会に加入している団体
- ⑤ その他教育委員会が認める団体

### (2) 開放施設及び使用時間

#### 【※注意】

- ① 使用時間は、実際に使用する時間のほか、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- ② **平日及び同一時間帯**の利用は、原則 **1団体**のみとする。

施設名		開放日	時間区分
屋内体育施設 (体育館)	小学校 中学校	平日	午後7時から午後9時30分まで
	義務教育学校	土曜、日曜、祝日	午後1時から午後9時30分まで
	義務教育学校 (前期側)	土曜、日曜、祝日	午前9時から午後6時まで
屋外体育施設 (グラウンド)	小学校	平日	午後5時から午後7時30分まで
		土曜、日曜、祝日	午前9時から午後6時まで
	中学校	土曜、日曜、祝日	午後1時から午後6時まで
	義務教育学校 (前期側)	土曜、日曜、祝日	午前9時から午後6時まで
屋外体育施設 (上野小グラウンド)	平日	午後5時から午後9時30分まで	
	土曜、日曜、祝日	午前9時から午後9時30分まで	

**貸し出しできない日** ※各地区共通（赤池・金田・方城地区）

\* **12月28日～1月4日**（年末年始）

\* 鍵の貸し出しの必要のない施設（グラウンド）等の使用や屋外体育施設の照明の有無については、お問い合わせください。（電話 0947-22-1192）

施設名	開放日	時間区分
旧金田小学校屋外体育施設 (グラウンド)	平日	午後 5 時から午後 9 時
	土曜、日曜、祝日	午前 8 時から午後 9 時

### (3) 施設使用料

施設区分	単位	使用料
屋内体育施設	1 時間	720 円
屋内体育施設 照明料	1 時間	600 円
屋外体育施設	1 時間	620 円
屋外体育施設 照明料	1 時間	200 円

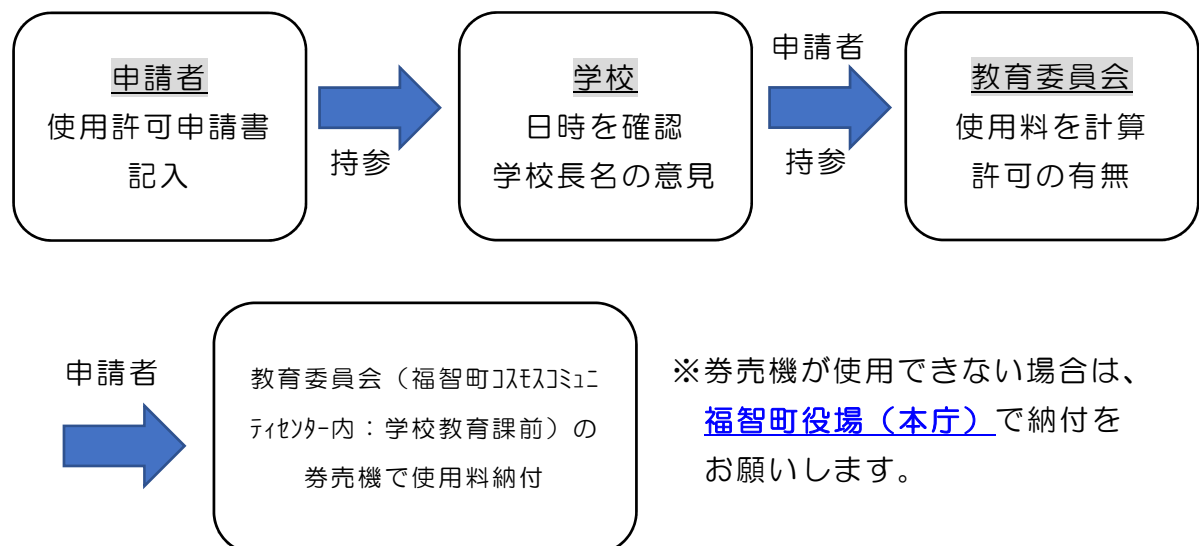
【※注意】各施設の半面のみを使用する場合は、使用料また照明料は半額とする。  
使用時間は1時間単位とする。

### (4) 減額又は免除 (ただし照明料の減額・免除は無し)

- ① 地元行政区、公民館等・・・免除
- ② 福智町体育協会に加入し、地域に密着した子どものスポーツ活動を推進している団体(全構成員のうち福智町に住んでいる子ども(18歳以下)が50%以上)・・・免除
- ③ 町内保育所、幼稚園及び町内学童クラブ・・・免除
- ④ 福智町体育協会に加入している団体・・・減額(50%)
- ⑤ その他教育委員会が認める団体・・・教育委員会が判断

## 2. 学校施設の使用申込みについて

### (1) 使用までの流れ



## (2) 申請書の受け付け

- ① 申請書の受け付けは使用月の2か月前からとし、受け付け最終日は、使用日の2週間前までとする。  
【申請書受け付け時間…平日、午前 9 時～16 時 45 分】
- ② 申請書は 1ヶ月ごとに記入し、申請するものとする。

## (3) 中止、変更

- ・使用を中止又は変更する場合は、申請者は使用する学校に連絡するものとする。
- ・原則、すでに納めた使用料は返金しないものとする。(※施設の器具故障等で使用できなかった場合も返金はないものとする。)

## 3. その他

### (1) 鍵の受け渡し場所 ※各地区共通（赤池・金田・方城地区）

**福智町コスモスコミュニティセンター（旧コスモス診療所・保健センター）**

住所：福智町赤池 970 番地 1・2 （電話：0947-22-1192）

※令和 8 年 4 月から鍵の貸出し場所が上記の場所に変更になりました。

**※鍵の貸し出しは使用当日の 30 分前から貸し出しを行います。**

※鍵は使用後すぐに返却をお願いします。

### (2) 備品

- ・各団体の備品や消耗品等は、**学校に保管することを禁止**します。
- ・使用した際、学校備品を破損・故障させた場合は、すぐに学校へ連絡をお願いします。その際、学校の指示を仰ぎ、使用者の責任で速やかに原状回復をお願いします。（使用者負担となります。）

### (3) 使用禁止（ペナルティ）

- ・使用等に関してルールを守らず、指導を受けても改善が見られない場合は、使用を禁止します。

## 4. 様式

### (1) 福智町学校施設使用許可申請書【別紙 1】